

関節ファシリテーション (SJF) 学会関西支部 規約

第1章 総則

- 第1条 本会は、関節ファシリテーション学会（以下 SJF 学会）関西支部（以下本会）と称する。
- 第2条 本会は、SJF 学会本部の会則に準ずる。
- 第3条 本会は、理学療法士および作業療法士にとって基本となる学問を研究し、知識、技術の向上を目的とする。
- 第4条 本会の事務局は、支部長の指定する施設に置くものとする。

第2章 会員

- 第5条 本会会員は、SJF 学会々員で京都府・滋賀県・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県に主たる勤務地がある者とする。
- 第6条 会員は年会費を納入しなければならない。
- 第7条 次に相当するものは退会とする。
- 当会に文章で届け出た者
- 2年以上年会費を滞納した者
- 第8条 納入した年会費は返還しないものとする。

第3章 役員

- 第9条 関西支部長は互選で決定する。
- 第10条 役員は関西支部長が任命する。
- 第11条 役員は関西支部の運営が円滑に行なわれるよう、支援していく。
- 第12条 役員の任期は原則として一年とする。

第4章 総会

- 第13条 総会は必要とされる時、開催する。
- 第14条 総会は参加した会員で成立し、議案の成立は参加した会員の過半数の賛成による。

第5章 会費

- 第15条 会費を以下とする。
- SJF 学会入会金 2,000 円
- SJF 学会年会費 3,000 円
- 月例勉強会（大阪真実会）参加費 年間 5,000 円
- その他、日曜開催勉強会・研修会等は予算を設定した上で受講費を決定する。

第6章 会計年度

- 第16条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 付 則 ※ 規約は平成 12 年 9 月 1 日から施行する。
- ※ 規約は平成 21 年 1 月 1 日に変更し、同日より施行する。
- ※ 規約は平成 23 年 1 月 18 日に変更し、同日より施行する。
- ※ 規約は平成 24 年 4 月 3 日に変更し、同日より施行する。